

星野かおる

議員活動報告

座間

ひとりひとりが
輝ける街、



第7号 2025年1月



挨拶

明けましておめでとうございます。

旧年は年始から市議会議員へ挑戦する準備を進め、無事その役目を拝命することができました。変化の激しい一年でしたが、皆様からのご支援のおかげで乗り越えることができました。改めて感謝申し上げます。

先の衆議院議員選挙を経て、本年は7月に参議院議員選挙も控えており、国政での変化が大きい一年になるかと思います。

私は、働く仲間の代表として、市民の皆様に最も近い地方議会の場において全力で邁進してまいります。本年も変わらぬご支援をよろしくお願いいたします。



一般会計補正予算（第7号）

第4回定例会で可決された一般会計補正予算（第7号）について概要をお知らせします。

規模

・歳入、歳出ともに12億1,400万円余の増額となります。

歳入

- ・主に国、県からの支出金の増額です。
- ・一方、当初予算で計上されていた臨時財政対策債1億1,700万円余を廃止し、減額となります。

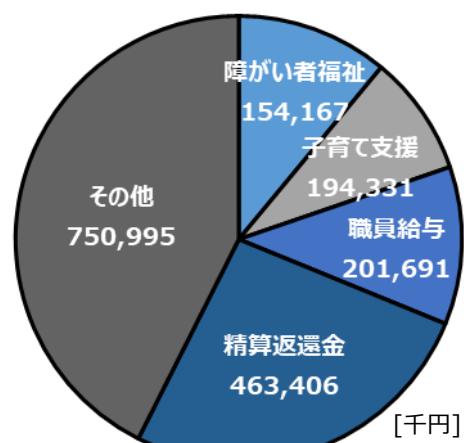
歳出

- ・保育所子ども・子育て支援事業費では、当初見込みより定員が増えたことにより、1億9,400万円余の増額となります。
- ・障がい者福祉費では、サービスの利用が増えたことに伴い、1億5,400万余の増額となります。
- ・職員給与費では、給与の増加に伴い2億100万円余の増額となります。
- ・国庫支出金、県支出金の精算返還金として、4億6,300万円余の増額となります。
- ・国民健康保険の特定健康診断にかかる負担金の算定方法に誤りがあり、交付金を過剰に請求していたため、年度をさかのぼって返還を行つものです。

補足：臨時財政対策債

臨時財政対策債は、地方交付税で国から市へ交付されるべき金額に対して、国の財政状況により、実際に国が交付する金額が不足する場合に、市が借り入れをして工面するものです。市の借金であり、借りないに越したことはありませんが、借りた元本は翌年度以降の地方交付税で交付される仕組みとなっています。しかしながら、利息は市が支払う必要があります。

臨時財政対策債を廃止することで、利息の支払いが不要となるメリットがありますが、一方で本年度に使用できる予算が減るというデメリットがあります。座間市は財政が厳しく、利息分だけでも歳出を減らしたいという意図で、本年度の臨時財政対策債を廃止する判断となりました。



一般会計補正予算(第7号)
歳出内訳

一般会計補正予算（第8号）

会期中の追加議案の中で、一般会計補正予算（第8号）が上程、可決されました。

本補正予算は、国の「国民の安心・安全と持続的な成長に向けた総合経済対策」に基づき、重点支援地方交付金を活用した事業を実施するためのものです。

歳入

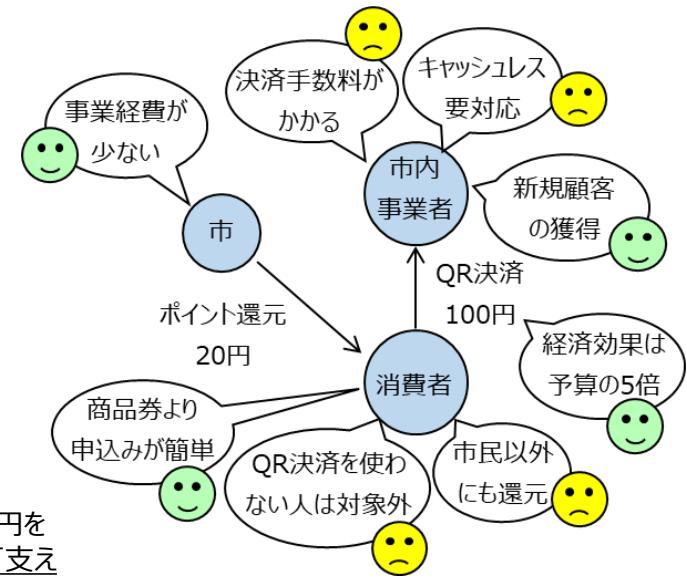
- ・物価高騰対応重点支援地方創生臨時交付金として、本年度 5 億 6 0 0 万円余の増額となります。

歳出

- ・物価高騰対応生活支援特別給付金給付事業費として、4 億 9 , 2 0 0 万円余の増額となります。
住民税非課税世帯への特別給付金へ充当する予算です。
- ・園芸振興対策事業費として、3 8 0 万円の増額となります。物価高騰の影響を受けた農業者等に対する支援金として充当する予算です。
- ・小学校及び中学校給食（選択式）での食材価格高騰分の公費負担に充当します。

債務負担行為補正

- ・キャッシュレス決済ポイント還元事業費として、1 億 6 , 0 0 0 万円を次年度に繰り越します。物価高騰の影響を受けた市民の消費下支えや、中小事業者を支援するための予算です。



還元率20%のポイント還元事業例

今回の議会では、キャッシュレス決済ポイント還元事業について長丁場の議論となりました。

本案は、市内事業者でのQRコード決済に対して、消費者へポイントを付与するものを想定したものです。経済効果の高さは認めますが、当方は以下の理由から反対の立場をとりました。

主に支援したい対象と、恩恵を受ける層が異なる：市内の事業者は、キャッシュレス決済を導入していれば、売り上げが伸びる恩恵を確実に得られます。しかしながら、市内で買い物をした市外の方にもポイントが還元されるので、消費者という立場の市民には、必ずしも全員に恩恵があるわけではありません。市内事業者への支援が本事業の意図であるならば目的と手段が一致しておりますが、本事業の意図としては市民への支援が主であり、対象者と支援の内容に乖離があると捉えました。

成功させるハードルが高い：本事業は、QRコード決済を導入していない事業者には効果が及ぼません。プレミアム商品券を実施した事業者への聞き取りでは、7割強が何らかのキャッシュレス決済を導入していたのですが、残りの3割弱の事業者への丁寧な説明は、少なくとも必要だと考えます。キャッシュレス決済の導入コストは低く抑えることも可能ですが、決済手数料が売り上げに対して数パーセントかかるため、事業者は利益に対する決済手数料の影響も含めて考えなければなりません。本事業を成功させるためには、柱となる考え方をしっかりと持ち、事業者の立場に寄り添って計画・実行する必要があると考えます。しかし、1つの理由にある通り、柱がしっかりとしていない状況では困難であると判断しました。

本議案に反対こそしたもの、議会で可決した事業ですので、成功に導けるよう微力ですが協力してまいります。

特定盛土規制法に伴う条例廃止

座間市土砂等による土地の埋め立て等の規制に関する条例を廃止する議案が提案・可決されました。

本議案は、令和3年、静岡県熱海市における大雨で盛土が崩落したことに端を発し、宅地造成及び特定盛土等規制法が施行されたことに基づき、本市全域が宅地造成等工事規制区域に指定されるため、本市が独自に定めていた盛土を規制する条例を廃止とするものです。

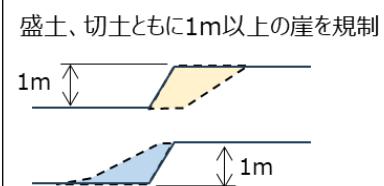
同法と、今回廃止となる、座間市土砂等による土地の埋め立て等の規制に関する条例では、500m²未満の工事面積において、規制対象となる条件に違いがあります。

宅地造成及び特定盛土等規制法施行令では、盛土については1m以上の崖を生ずるもの、切土については2m以上の崖を生ずるもののが規制対象となります。

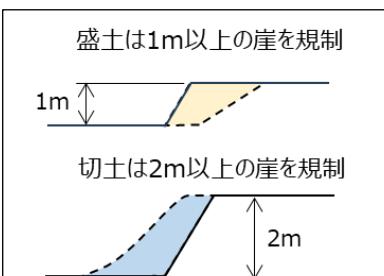
一方、座間市土砂等による土地の埋め立て等の規制に関する条例では、「現況地盤高より1メートル以上となる事業について適用する」とあり、盛土であっても切土であっても、1m以上の崖を生ずるものは規制対象となります。

両者を比較すると、切土については、今回廃止提案される座間市の同条例より、盛土規制法の方が、規制判断が緩和されることになります。この規制判断の境目にあたる、1m以上2m未満の崖を生ずる切土について、安全性に問題はないか当局に質しました。

座間市内で該当する工事の例ではなく、また技術的に崩落の危険が高まるのは5m以上の崖であるという知見から、安全性に問題は生じないとの説明がありました。



座間市条例(今回廃止)



特定盛土規制法(4月適用)

一般質問

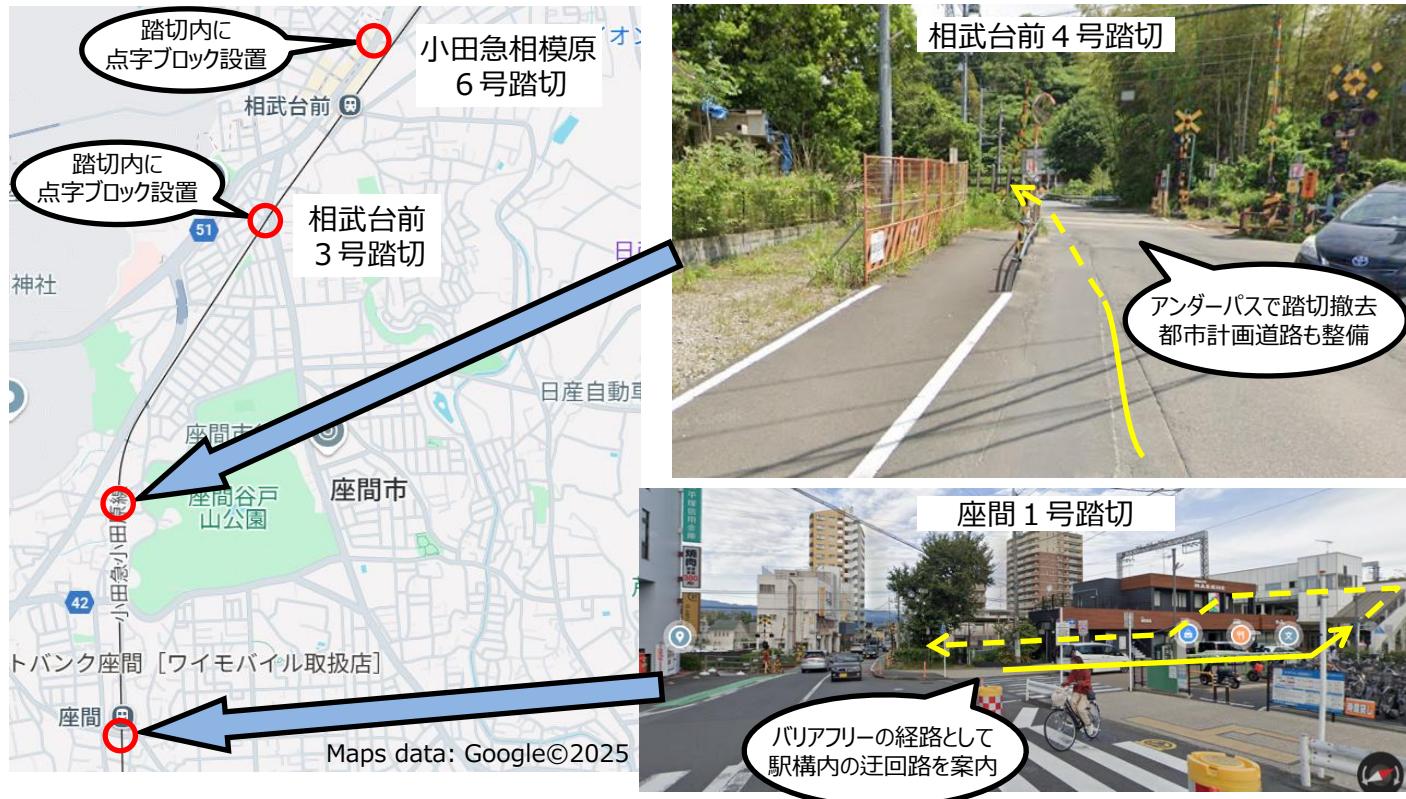
第4回定例会で初めての一般質問を行い、踏切の改良について、移住・定住支援の広報についての2点を聞きました。

踏切について

座間市内に数ある踏切の中で、国土交通省から改良を指定されている、法指定の踏切と呼ばれるものが4か所あります。それらの踏切がどのような課題で指定されたのか、対策はどのように行うのかを質問しました。

このうち3か所は、バリアフリー法に基づき、障がいのある方が踏切を安全に通行できるか、踏切を通行せずに済むよう、安全対策を講ずる必要があるという課題です。相武台前の業務スーパー近くの小田急相模原6号踏切と、市役所入口交差点近くの相武台前3号踏切の2か所は踏切内への点字ブロック設置、座間駅前の座間1号踏切は、座間駅構内を迂回路とするよう看板を設置することで対策とします。

谷戸山公園近くの相武台前4号踏切は、歩道がなく、車両と歩行者が交錯することが課題であり、都市計画道路の整備とともに、道路を線路の下を通すアンダーパスとして踏切を撤去し対策とする、との答弁でした。



移住・定住支援の広報について

これからの人口減少の時代を克服するためには、多くの人に住んでいただく必要があると考えます。

神奈川県のHPにある移住・定住促進のページでは、座間市は近隣他市と比べて掲載内容が薄い状況であり、掲載内容の拡充を提案しました。

次年度以降、掲載内容の拡充を検討し、積極的にPRを図ること、また、本市として移住・定住促進の取り組みの重要性を認識している旨の答弁がありました。

市町村名	移住・定住支援	空き家バンク・住宅支援	子育て支援	就職・創業支援	生活支援	主な支援メニュー一覧
相模原市	<u>すもうよ緑区回</u> <u>さがみはらシティプロモーションサイト</u> <u>「さがみはらむすび」</u>	 <u>子育て世帯等中古住宅購入・改修費補助事業</u>		<u>相模原市就職支援センタ二回</u> <u>サガツクナビ回</u> <u>さがみはら口ボットキャリア回</u>	交通計画	<u>支援メニュー(PDF : 593KB)</u>
座間市		<u>勤労者住宅資金利子補助制度</u>				<u>支援メニュー(PDF : 530KB)</u>

神奈川県 移住・定住支援Webページ

座間市の掲載内容が少なく、
市外の方へのアピールが乏しい
現時点では掲載に資するページは
他にもある
掲載内容の充実を！

相武台前駅付近の整備状況

この度、北部地区総合交通対策事業の第1工区分の用地取得が完了しました。

本事業は、座間市マスター・プランにおいて地域拠点として位置づけられている相武台前駅に、中心拠点への玄関口として魅力ある商業地の構築や交通拠点の整備を目的として行われる事業です。

平成30年に開催された相武台前駅南口広場勉強会を機に、駅前広場の整備や駅周辺のバリアフリー化等について、行政、地域諸団体、駅利用者、地権者と協議しながら進めている事業です。

第1工区の計画としては、小型バスの転回場、タクシー乗り場が計画されていますが、レイアウトは未定であり、令和7年度に駅周辺の関係団体及び交通機関と広場活用の協議が行われることです。

また、第2工区も計画されていますが、全貌が判る青写真はない状況です。駅前の送迎渋滞解消のため、一般車の送迎場も設置が望まれるところであり、動向を注視してまいります。

また、相武台前駅南口側、市道5号線の業務スーパー近くの道幅が狭い個所においても、道路拡幅のため隣接する駐車場の用地取得が完了しました。まずは歩行者が歩道を通行できるようにし、後に道路拡幅を進めていく計画です。現在暫定的に歩道を拡幅する工事が進められており、暫定工事は令和7年2月15日までに完了する予定です。



相武台前駅南口付近
北部地区総合交通対策事業の第1工区



市道5号線 道路拡幅現状

第1回定例会日程

下記日程で第1回定例会が開催されます。主な議題は令和7年度予算となる見通しです。

月	日	曜	内容	月	日	曜	内容
2	12	水	議会運営委員会	3	5	水	民生教育分科会・常任委員会
	19	水	本会議／開会・提案説明		6	木	都市環境分科会・常任委員会
	20	木	本会議／総括質疑 予算決算常任委員会		7	金	企画総務分科会・常任委員会
	27	木	本会議／一般質問		10	月	民生教育分科会・常任委員会
	28	金	本会議／一般質問		11	火	都市環境分科会・常任委員会
	3	月	本会議／一般質問		14	金	予算決算常任委員会
3	4	火	企画総務分科会・常任委員会		18	火	議会運営委員会
					24	月	本会議／討論・採決・閉会

委員会の傍聴は
市役所6階
本会議の傍聴は
市役所7階まで
お越しください



◎星野かおる後援会について



後援会加入は
こちら

活動報告のお届けや、お困りごとの
ご相談をお受けします。

ご加入は左のQRコードから隨時
お待ちしております。

事務所

〒252-0012 座間市広野台2-10-6
日産自動車労働組合 座間支部内
TEL 046-251-8655
FAX 046-255-1325
E-mail k-hoshino@nissan-wu.jp



◎活動報告を発信しています

後援会ホームページ



<https://k-hoshino.com>

Instagram



YouTube

